

源泉所得税納付のお知らせ

次の通り源泉所得税納付の指導日を設けずに、随時受付とさせていただきます。
ご都合の良い日程にお越しください。

1. 時間 午前9時～午後4時

2. 会場 富士見町商工会館または原村商工会館



3. 持ち物

源泉徴収簿・前年度の源泉徴収簿・納付書・
納付領収書などを必ずお持ち下さい。

4. 納付期限 7月10日(水)

納期特例の納付期限ですので、期日までに必ず納付しましょう。

※令和6年6月支給給与・賞与分から定額減税が始まります。納付書の記入については定額減税後の金額の記載となりますのでご注意ください。

また、定額減税によって税額が0円の場合についても、納付書を所轄税務署へ必ず提出して下さい。

源泉所得税は期限を守って納付しましょう

「延滞税や加算税が課せられるから・・・」というのではなく、従業員から預かっている税金ですので、期限までに納付するようにしましょう。

商工会では納期限を過ぎた税務相談には、対応することができません。
直接税務署へお出かけいただくこととなりますので、十分ご承知おきください。

長野県商工会連合会諏訪支部
富士見町商工会・原村商工会